

(例) ■ 「第一種 割賦金の決定通知 (兼振替案内) について」 (封書)
1 枚目

(T200)

1 6 2 - 0 8 4 5



2021 年 9 月 9 日 作成

東京都 新宿区 市谷 本村町
1 0 - 7
機構 太郎 様

独立行政法人日本学生支援機構
1 6 2 - 8 4 1 2
東京都 新宿区
市谷本村町 1 0 - 7
TEL 0 5 7 0 - 6 6 6 - 3 0 1 (ナビダイヤル)

通知作成時に、口座未加入の方および口座振替ができていない方は「第一種割賦金の決定通知について」となっている場合があります。

① 第一種 割賦金の決定通知 (兼振替案内) について

— 当年10月より翌年9月まで返還する金額が確定いたしましたので、返還明細とあわせて振替口座についてお知らせいたします。以下の注意事項に十分留意のうえ、返還明細のとおり返還してください。 —

※本通知は、右上記載の作成日までに本機構が処理した入金・届出等によって作成しています。本通知と行き違いで他の通知が送付された場合は、各通知の作成年月日を参照してください。
※取扱金融機関・口座番号・口座名義人等を変更する際には、再度加入手続きが必要となります。
口座振替 (リレー口座) の加入申込書は、本機構のホームページまたはナビダイヤル (上記電話番号) より請求できます。
※奨学金の返還状況等に関する情報は、「スカラネット・パーソナル」で閲覧することができます。本機構のホームページ (<https://www.jasso.go.jp/>) からアクセスし、登録してください。
(現在の返還状況によっては、閲覧できない情報があります)。

(注意事項)

- 振替日の前日 (振替日が金融機関の休業日の場合は前営業日) までに必ず残高を確認し、不足がないようにしてください。残高不足の場合は、翌月27日に再度振替を依頼しますが、振替不能が連続して4回以上となったときは、口座振替を停止します。
- 奨学生番号が二つ以上ある場合は、まとめて振替請求します。残高が請求額に不足すると、振替不能になりますので注意してください。
*成日から本通知の到着まで時間を要する場合があります。ご了承ください。
*口座振替 (リレー口座) の加入手続きをした取扱金融機関に届けてください。
には、願い出により返還期限の猶予が適用されることがあります。
ては、本機構のホームページを参照してください。
を延滞者として個人信用情報機関に登録することになりますのでご注意ください。
月経過以降、毎月実施されます。)

口座振替情報です。口座未加入の方は、口座振替情報が印字されていない場合があります。詳細につきましては、同封のチラシをご覧ください。

通知作成時の返還残額が表記されています。

返還していただく総額が表記されています。

⑥

[返 還 明 細]

奨学生番号	618-04-099999
氏名	機構 太郎 様
返還総額	318,000 円
返還方式	所得連動返還方式
割賦方法	月賦
返還期日	毎月 27 日
返還残額	260,000 円
次回返還期日	2021年09月27日
次回振替日	2021年09月27日
次回振替額	2,000 円

[振 替 口 座]

取扱金融機関	ゆうちょ銀行
口座番号	10000-1000****
口座名義人	機構 太郎 様
振替日	毎月 27 日

*口座番号は一部非表示にしています。
*振替日：休業日の場合は、翌営業日となります。

※10月以降の返還期日毎の割賦金については、次頁をご覧ください。

④ ⑤ ⑥ 次回の振替日および振替額です。

000001

頁

通知作成時に、口座未加入の方および口座振替ができていない方は、「次回返還期日」、「次回振替日」、「次回振替額」が印字されていない場合があります。

2枚目

返済回数が表記されています。

振替日が表記されています。

2022年9月までの月々の返済金が表記されています。

割賦金の算出方法が表記されています。

(T900)

返済回数 (回)	返済期日 (振替日)	割賦金 (円)	割賦金 算出方法	返済残額 (円)
31	2021/10/27	2,000	C	256,000
32	2021/11/27	2,000	C	254,000
33	2021/12/27	2,000	C	252,000
34	2022/1/27	2,000	C	250,000
35	2022/2/27	2,000	C	248,000
36	2022/3/27	2,000	C	246,000
37	2022/4/27	2,000	C	244,000
38	2022/5/27	2,000	C	242,000
39	2022/6/27	2,000	C	240,000
40	2022/7/27	2,000	C	238,000
41	2022/8/27	2,000	C	236,000
42	2022/9/27	2,000	C	234,000

割賦金の算出方法の内訳が表記されています。

返済期日後の返済の残額が表記されています。

12

割賦金算出方法の凡例

- A: 返還初年度(返還開始1年目)の割賦金(定額返還方式で算出した割賦金の半額)
- B: 返還初年度(返還開始1年目)の割賦金(申請により2,000円)
- C: 前年の課税対象額(課税総所得金額)に基づき所得連動返還方式で算出した割賦金
- D: 書類(個人番号(マイナンバー)、返還誓約書等)未提出等により定額返還方式で算出した割賦金
- E: その他理由により定額返還方式で算出した割賦金(例:本人が海外居住等の理由により、前年の課税対象額が確認できず、割賦額が算定できないとき、本人が被扶養者である場合にあなたを扶養している方の個人番号(マイナンバー)・課税証明書等の提出がないとき、個人番号(マイナンバー)での情報連携結果が本人の申告と一致しないとき、など。)

※「返還初年度(返還開始1年目)の割賦金」とは、返還を開始した月から起算して1年以内の9月までの期間における割賦金(上記のAまたはB)をいいます。ただし、貸付終了後、返還開始月から起算して1年以内の9月以降まで返還回数が発生(在学貸付は除く。)が適用された場合の割賦金は上記のCとなります。

※「定額返還方式で算出した割賦金」とは、返還総額に応じた返済回数で算出した割賦金をいいます(1頁右上にある通知作成日時点における定額返還方式で算出した割賦金は4,000円です)。

※いずれの割賦金算出方法であっても、算出した額が2,000円未満の場合、所得連動返還方式における割賦金は2,000円となります。

※貸付終了後は、所得連動返還方式から、定額返還方式に変更できません。
 ※返還初年度については、連動すべき前年の所得が『定額返還方式で算出した割賦金』をもとに、その半額を支払うことになっています(申請により2,000円未満の場合は2,000円です)。
 ※毎年8月～9月に、前年の課税対象額(課税総所得金額)に基づき、(当年の10月から翌年の9月まで)の割賦金を確定します。
 ※課税対象額については、本欄に記載の個人番号(マイナンバー)を利用して情報を取得する必要がありますが、情報取得できません。
 ※期限までに課税対象額が確認できず、あなたが被扶養者としていた場合、定額返還方式で算出した割賦金相当額が表記されています。